

第8 屋内タンク貯蔵所

(危政令第12条)

1 技術基準の適用

屋内タンク貯蔵所は、貯蔵する危険物の種類、貯蔵形態等に応じ、技術上の基準の適用が法令上、次のように区分される。

第8-1表 各種の屋内タンク貯蔵所に適用される基準

区 分	危政令	危省令
平屋建の建築物に設置するもの	12条1項	
アルキルアルミニウム等	12条1項 + 3項	22条の7・22条の8
アセトアルデヒド等	12条1項 + 3項	22条の7・22条の9
ヒドロキシルアミン等	12条1項 + 3項	22条の7・22条の10
平屋建以外の建築物に設置するもの	12条2項	

2 貯蔵量等の範囲

- (1) 屋内タンク貯蔵所の貯蔵最大数量は、一のタンク専用室内にあるタンク容量の合計量をいうものであること。したがって、指定数量未満の危険物を貯蔵するタンクが2以上ある場合で、その量の合計が指定数量以上である場合は、屋内タンク貯蔵所に該当するものである。
- (2) 屋内タンク貯蔵所において貯蔵することができる危険物以外の物品は、第7「屋外タンク貯蔵所」1(3)の例による。【平10.3.16 消防危第26号】

3 位置、構造及び設備の基準

- (1) タンク専用室
タンク専用室には、タンク及びこれに附属する設備（配管を含む。）並びに消火器等の保安のための設備に限り設置できる。
- (2) 屋内貯蔵タンクと屋根との間隔◆
危政令第12条第1項第2号の規定を準用して、タンク専用室の屋根（上階がある場合は上階の床）及びはりとの間隔は0.5メートル以上とすること。
- (3) 標識、掲示板
標識、掲示板は、第5「製造所」5(3)の例によるものである。
- (4) 通気管
ア 危政令第12条第1項第7号に定める通気管のうち、アルコールを貯蔵するタンクにあっては、危省令第20条第2項の規定に係わらず大気弁付通気管とすることができる。

第8 屋内タンク貯蔵所

【昭37.10.19 自消丙予発第108号】

イ 横引き管は、おおむね1/100以上の上り勾配とし、引火防止網は40メッシュ以上とする。

(5) 注入口

ア 注入口は、第7「屋外タンク貯蔵所」3(1)ソの例によるものであること。

なお、注入口が注入管よりも低い位置に設置する場合は、注入口付近に仕切弁及び逆止弁を設置する。

イ タンク専用室内に注入口を設けることは、作業時における出入口の自動閉鎖障害となることから、火災予防上安全とは認められない。◆

(6) ポンプ設備

危政令第12条第1項第9号の2及び同条第2項第2号の2の規定により法令上、次のように区分される。

第8-2表 屋内タンク貯蔵所におけるポンプ設備の設置基準

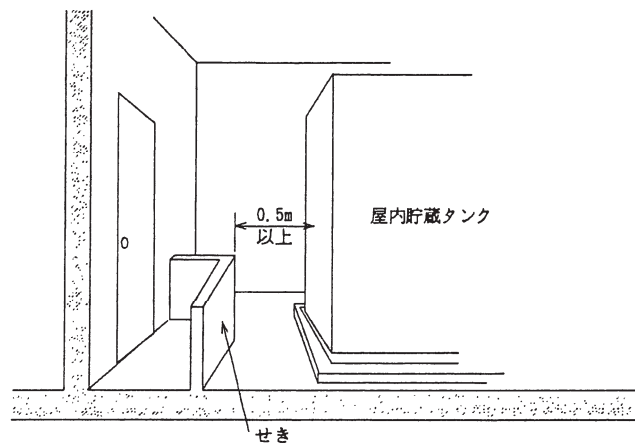
ポンプ設備の設置種別		ポンプ室の構造				ポンプ室等の設備		
		壁、柱、床及びはり	屋根の構造	窓、出入口	流出防止措置	ポンプ設備の固定方法	採光、照明	換気、排出
タンク専用室の存する建築物以外の場所に設けるポンプ設備	ポンプ室内に設置	不燃材料	不燃材料とし、軽量の金属板等でふく。	窓、出入口は防火設備でガラスを用いる場合は網入りガラス。	高さ20cm以上の不燃材料の囲い、危険物が浸透しない構造、傾斜、貯留設備を設ける。 <small>※1</small>	アンカーボルト等により堅固な基礎上に固定する。	採光は照明により代替できる。	第17「換気設備等」による。
	ポンプ室以外の屋外の場所設置	—	—	—	ポンプ設備直下の地盤面の周囲に高さ15cm以上の不燃材料の囲い又は危険物が浸透しない構造、傾斜、貯留設備、第4類(非水溶性に限る。)は油分離装置を設ける	同上	—	—
タンク専用室の存する建築物に設けるポンプ設備(屋内設置)	タンク専用室外に設置	不燃材料	不燃材料とし、軽量の金属板等の不燃材料でふく	窓、出入口は防火設備でガラスを用いる場合は網入りガラス。	高さ20cm以上の不燃材料の囲い、危険物が浸透しない構造、傾斜、貯留設備を設ける。 <small>※2</small>	同上	採光は照明により代替できる。	第17「換気設備等」による。
	平屋建ての建築物内に設ける屋内貯蔵タンクのポンプ設備	耐火構造、はり、はり、はり、はりは不燃材料。延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を設けられない。 <small>※3</small>	不燃材料とし、天井を設けないこと。	窓、出入口は防火設備でガラスを用いる場合は網入りガラス。延焼のおそれのある外壁に設ける出入口は自動閉鎖式の特定防火設備。	出入口のしきいの高さ以上の高さの不燃材料で囲うか又はポンプの基礎の高さをしきい以上の高さとし、危険物が浸透しない構造、傾斜、貯留設備を設ける。	同上	同上	同上
	タンク専用室内に設置	耐火構造	上階の床は耐火構造とし、上階のない場合は屋根を不燃材料で造り、天井を設けないこと。	窓は設けられない、出入口は自動閉鎖式の特定防火設備。	高さ20cm以上の不燃材料の囲い、危険物が浸透しない構造、傾斜、貯留設備を設ける。	同上	同上	第17「換気設備等」による。防火ダンパーを設置する。
タンク専用室内に設置	同上	同上	同上	高さ20cm以上の不燃材料の囲い等による危険物の流出入防止措置を講ずる。	同上	同上	同上	

第8 屋内タンク貯蔵所

- 引火点21度未満の第4類の危険物を取り扱うポンプ設備には、見やすい位置に掲示板を設ける。
 - ※1 危険物が浸透しない構造には、コンクリート、金属板等で造られたものをいう。
 - ※2 油分離装置の容量は、当該装置に流入することが予想される油量に応じたものとし、その槽数は3連式ないし4連式とする。
 - ※3 引火点が70度以上の第4類の危険物のみタンク専用室にあっては、延焼のおそれのない外壁、柱及び床を不燃材料で造ることができる。
- (7) 弁、水抜管
弁及び水抜管は、第7「屋外タンク貯蔵所」3(1)チ及びツの例による。
- (8) 配管
配管は、第5「製造所」5(20)の例による。
- (9) 配管の耐震措置
配管の耐震措置は、第7「屋外タンク貯蔵所」3(1)トの例による。
- (10) タンク専用室の構造等

ア 構造

- (ア) 危政令第12条第1項第16号に規定する「危険物が浸透しない構造」とは、第5「製造所」5(8)の例によるものであること。
- (イ) 危政令第12条第1項第16号に規定する「適当な傾斜」とは、第5「製造所」5(11)アの例による。
- (ウ) 危政令第12条第1項第16号に規定する「貯留設備」とは、第5「製造所」5(11)エの例によることとし、ためますについては、別添第1-7「滞留及び流出を防止する設備例」の構造例による。
- (エ) 危政令第12条第1項第17号の規定により設ける敷居によって、貯蔵する危険物の全量を收容することができないものにあつては、当該危険物の全量を收容できる敷居の高さとするか、又はこれに代わるせきを設ける。(第8-1図参照)◆
この場合のせきは、鉄筋コンクリート造、または鉄筋コンクリートブロック造とするほか、屋内貯蔵タンクとの間に0.5メートル以上の間隔を保つこと。◆
また、タンク専用室の壁に出入口以外の開口部等を設ける場合は、タンク専用室外への流出拡大を防ぐため、敷居又はせき(敷居又はせきによって貯蔵する危険物の全量を收容できる場合は、全量流出したときの最高液面)の高さ以上に設ける等の措置を講じること。◆



第8-1図 せきを設ける場合の例

第8 屋内タンク貯蔵所

(オ) 危政令第12条第2項第8号に規定される屋内貯蔵タンクから漏れた危険物がタンク専用室以外の部分に流出しない構造とは、出入口の敷居の高さを高くするか又はタンク専用室内にせきを設ける等の方法で、タンク専用室内に収容されている危険物の全容量が収容できるものである。【昭46.7.27 消防予第106号】

(カ) タンク専用室の出入口は、容易に出入りできる大きさ（幅75センチメートル以上、高さ1.8メートル以上）とする。◆

(キ) 屋外から直接地階に設置したタンク専用室へ出入りする場合は、階段又はタラップ等を設置した前室を設け、出入口は消防活動上支障とならない大きさとするものとする。なお、この前室はタンク専用室の一部とする。◆

(ク) タンク専用室内の壁又は屋根（上階の床を含む。）に結露防止等のために保温材料を使用する場合は、不燃材料とするものとする。◆

イ 採光、照明、換気及び排出設備

採光、照明、換気及び排出設備は、第5「製造所」5（9）及び（10）の例によるものであること。

なお、地階にタンク専用室が存する場合の換気設備については、次による。

(ア) 強制換気又は自動強制換気設備を設ける。

(イ) 自動火災報知設備又は消火設備の作動により給気が自動的に停止できるものにあつては、建築物に設けられる給気設備と共用できる。

(11) 電気設備の基準

電気設備の基準は、第5「製造所」5（16）の例による。